

令和6年度胎内市福祉有償運送運営協議会 議事録

日時 令和7年1月31日(金) 14:00~14:50

会場 胎内市役所 501会議室

1 開会

2 会長あいさつ：大変お忙しい中、また道足の悪い中、ご参集賜りましてありがとうございます。当市におきましてはですね、JR中条駅、平木田駅とありますが、定期バスの運行がなく、タクシーとデマンドタクシー、福祉有償運送等々によりご自身で移動が難しい方等の交通の確保をしているところでございます。本日の福祉有償運送につきましても、年々利用者が増えてきているところで、公共交通の一翼を担っていると言ってもいいところでございます。ハイヤー・タクシー協会会長ともお話しをしたところですが、運転員の確保という面で非常に厳しいものがあり、そんな中で、この福祉有償運送につきましても、多分そのNPOの方が苦勞して人手を確保しながら、これを運営してくださっているということに心から感謝を申し上げるところでございます。本日、議題の中ではですね、定員の変更だとか、そういうようなことが主なことでございますけども、どうぞ皆様よろしくご審議のほどお願いいたします。

3 委員自己紹介

委員名簿の配布 佐塚委員代理：新潟運輸支局の山岸様出席 他欠席なし

オブザーバー：地域公共交通担当 総合政策課の三浦主任出席

胎内市ハイヤー・タクシー協会の平川委員より：今タクシー業界として市の公共交通を担う一翼として何とか確保しないといけないですが、人材確保は難しい現状でございます。皆様にご紹介いただければと思っております。

胎内市商工会黒川支所の高橋委員より：中条町と黒川が合併し約1年を迎えようとしております。この合併が、10年先、20年先、よかったと思っただけのよう鋭意取り組んでいるところでございます。微力ではありますが何かありましたらお願いいただければ協力させていただきますのでよろしくお願いいたします。

高橋会長により議事進行（協議会要綱の第5条の規定による）

4 報告事項 令和6年度福祉有償運送実績報告 〈資料1〉により報告

○車両の合計台数：4台。内訳は、10人乗り1台、8人乗り1台、4人乗り軽自動車2台です。大部分は軽自動車で対応。10人乗りは、コロナの対策で密にならないようにということで登録はしてあるが、今年度使用実績はなし。

○運転者数：昨年より5名増え、現在の登録者は8名。今年度、出張による福祉有料運送研修会を実施し、運転手の6名が受講している。

○登録利用者の状況：会員数は増加。令和4年度から通院を加えたことで増加してい

る。利用対象者は「要支援認定者」または「事業対象者」でありチェックリストで該当になった方で、比較的元気な方々となっている。

- 利用目的は、通院が40%あまり、買い物が59.1%であり若干買物支援が多い現状。移動に何かしらの支援が必要な方が対象であるため、乗り合いバスである「のれんす号」から福祉有償を利用するという経緯。
- 運行距離については、中心部の方が多い。平均では短距離になっているが、エリアは胎内市全域であり、胎内地区の利用者もいる。
- 対価：2kmまでが300円、2kmを超過の場合、1kmごとに50円。利用件数が若干は増えておりますが、人件費や燃料費の高騰など、なかなか運営が厳しい現状。年間登録会費により今はなんとか運営しているところ。遠距離の場合、上限額が500円になるため、場合により複数乗者をどうするかを検討いただきたいと思っている。

運送対象の妥当性についての報告 事務局より報告

事務局：利用者は32名。利用者は「事業対象者」と「介護認定の要支援1、2」を受けている方。資料3に対象者については記載。

介護支援専門員等が作成した計画等から、福祉有償運送、サービスD事業の利用が妥当かどうか、事務局が確認しました。利用者の状況ですが、32名の平均年齢が83～84歳。32名中男性の利用は6名、買物支援で利用されており奥様の介護をされておりました。その他の利用目的としては、家の中に引きこもってしまい生活が不活発になっている方、骨折や頸椎の手術の後や腰痛が増強し、重い荷物を持つことが困難であるが、日常生活の中では何とかご自身で頑張っている方などでした。先ほど齋藤委員の言われた「比較的元気な」というのは、家の中のことは何とかご自身で頑張っているけども、重い荷物を持つなどの買物の支援が必要であり利用している方が多く見受けられました。32名分見させていただいて、この対象者として妥当だと判断しております。

会長：令和6年度実績報告について意見聴取

委員：総合政策課のふるさと納税にこの活動が活用できないか、相談しているところです。

会長：胎内市のふるさと納税のメニューの1つとして、福祉有償運送に対しての寄付、頑張れ福祉有償運送というようなことで、項目を1つ設けるとするのが1つと、もう1つは返礼品として例えば、利用者の方のご長男が他のところ、市外や関東圏に住んでいて、それで返礼品としてこうやるとかっていうような使い方について検討したいということについて、総合政策課の方では、どう進めていますか。

ふるさと納税担当：話は伺っているが、これから検討していくところです。

会長：検討し問題なければ進めていただければと思います。

5 議事

(1) 特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘 福祉有償運送運営規定の見直しについて
齊藤委員より 〈資料2〉について説明

変更点) 第6条 複数乗車について

第7条 運転者の氏名の掲示の削除

第10条 エリアの記載方法の変更と対価、キャンセル料の変更について

※キャンセル料については、出発地において利用を取り消した場合、迎えに行ったけども断るのを忘れていた場合は、300円の基本料金の料金と同じにするということ。〈資料4〉

事務局から補足：〈資料3〉複数乗車の対象について、運送の対象者は、誰でも乗れるものではなく、この規定にある対象者であり、さらに介護支援専門員等がこのサービスが必要だと判断した方に限るものです。また、利用される方の利便性もそうなのですが、運送側の運送の効率性も考え、特に遠隔地、例えば胎内地区などは複数で乗せて来ていただくことを想定しています。

会長：運営規定の見直しについて、意見聴取

委員：資料1で平均の距離が2.8kmでしたが、遠いところだと何km位ですか。

委員：黒川方面には鼓岡、栗木野それから坪穴、大長谷方面の方、乙方面であれば、荒井浜の方も利用されています

事務局：距離でいうと、片道15km位となりますでしょうか。

会長：その他ご意見等なければ、運営規定の第6条、7条、10条の改正、見直しにつきまして、皆様お手元の赤字で修正したところでよろしいでしょうか。(委員了承いただく)

(2) 福祉有償運送登録有効期間の更新について

当日資料配布_〈資料5〉 齊藤委員より説明

事務局より補足：登録申請に関わる協議内容の運転者の条件について6名の登録と、只今運営規程の見直しについて了承いただきましたので、対価及び複数乗車について変更して登録期間の更新申請をします。

会長：資料5に基づいて登録申請を行うということについて意見聴取(委員承認いただく)

議事は以上になりますが、その他として、国土交通省、北陸信越運輸局新潟運輸支局から、現在の取り巻く状況等につきまして何かお話があればお願いいたします。

委員代理：北陸信越運輸局新潟運輸支局からは、福祉有償運送を絡めた自家用有償のことに
について情報提供です。国土交通省の方では交通空白地をなくしていくという取組として自治体に困っていることなど聴取しております。昨年の一部自家用車に関する制度改正があり、導入するまでに時間がかかっている場合、市長から地域公共交通会議に対して自家用有償運送の導入を提案して、2か月程度協議しても結論に至らない場合は、市長の責任により判断できるということを通達上、明記いたしました。これにより、より早く自家用有償の導入とかもできるのかなというところがございます。

会長：その他、意見聴取 委員より特になし

皆様の任期につきましては令和7年3月31日までということがございますが、引き

続きさせていただくよう、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして閉会となりますが、閉会の挨拶を佐藤副会長の方からお願いいたします。

閉会あいさつ

副会長：皆様お疲れ様でした。おかげさまで今日の議事、滞りなくさせていただきました。また任期中、大変皆様にご協力いただきありがとうございました。これで令和6年度胎内市 福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。

会長・事務局：ありがとうございました。

令和6年度 胎内市福祉有償運送運営協議会

と き 令和7年1月31日（金）
午後2時から
会 場 市役所5階 501会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 自己紹介

4 報告事項

令和6年度福祉有償運送実績報告 〈資料1〉

5 議 事

(1) 特定非営利活動法人ふるさと奥山の庄福祉有償運送運営規定の見直しについて

①運営規程見直し案 〈資料2〉

主な変更点について

- ・第6条 （運送の範囲及び方法） 複数乗車の利用について 〈資料4〉
- ・第10条 （運送の対価） エリアの廃止と複数乗車における対価について
- ・第7条 （使用車両） 運送自動車内の表示の変更

【参考資料】

〈資料3〉「運送の対象者」について

胎内市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

〈令和6年4月26日付 物流・自動車局長通知〉

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」

(2) 福祉有償運送登録有効期間の更新について

6 その他

7 閉会

福祉有償運送運行状況実績報告

令和6年度福祉有償運送協議会 資料 1

令和6年12月末現在

法人名	特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘	事故報告	苦情報告
対 価	出発地から目的地の移動距離が2 kmまで：300円 2kmを超える場合、1 km毎に50円加算（ただし、最大500円）	無	無

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年12月末	対前年度比	増減の説明	備考
登録車両台数計 (台)	3	4	4	4	0	増減なし	10人乗り 1台 8人乗り 1台 4人乗り 2台
福祉車両	0	0	0	0	0		
セダン車両	3	4	4	4	0		
運転者数計 (人)	4	3	3	8	5	・R6年7月に福祉有償運送運転員研修事業を実施(6名受講)し、運転者数が8名に増加した。	
1種免許取得者	3	3	3	8	5		
2種免許取得者	1	0	0	0	0		
登録利用会員数計 (人)	9	23	28	32	4	・R4年度から通院支援を追加 ・事業対象者の利用が増加 ・支援内訳は、通院40.9%、買物59.1%であり買物支援が増加している	
事業対象者	9	5	12	18	6		
要支援	0	18	16	14	-2		
要介護	0	0	0	0	0		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年12月末	
				月平均		月平均
延利用件数 (件)	314 件	663 件	1,071 件	89.3 件	1,119 件	93.3 件
内 訳	通院支援	—	164件(24.7%)	496件(46.0%)	458件(40.9%)	
	買物支援	314 件	499件(75.3%)	578件(54.0%)	661件(59.1%)	
実利用会員数 (人)	7 人	23 人	28 人	15 人	32 人	20 人
運行距離数合計 (Km)	1,166 km	2,344 km	3,249 km	270.8 km	3,112 km	259.3 km
	1 件当たり	3.7 km	3.5 km	3.0 km	2.8 km	
対価合計 (円)	117,000 円	245,000 円	387,250 円	32,271 円	393,850 円	32,821 円
	1 件当たり	373 円	370 円	362 円	352 円	

【参考】前年度とR6.4 ~12月までの比較	
	48 件
通院	-5.1 %
買物	5.1 %
	4 人
	△ 137.0 km
	△ 0.2 km
	6,600 円
	△ 10 円

特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘福祉有償運送運営規定（案）見え消し

（目的）

第1条 この規定は、胎内市から協力依頼を受けた福祉有償運送(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

〈資料3〉

（運送の対象者）

第2条 本事業による運送の対象者は、胎内市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年告示第5号)第5条第1項に規定する対象者及びその付添人とする。

（会員登録）

第3条 本事業を利用する者は、福祉有償運送会員登録申請書(別紙1)及び特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘入会申込書(別紙2)を提出し、会員の登録を受けなければならない。

2 会員の登録を行ったときは、福祉有償運送会員登録簿(別紙3)に記載し、適切に管理を行うものとする。

（利用の申込）

第4条 会員が、本事業を利用しようとする場合は、登録時にあらかじめ、利用日を決めるものとする。ただし、利用日は随時変更できるものとする。

（利用日及び利用時間）

第5条 本事業の利用日は、月曜日から金曜日までとし、利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、祝日、8月13日から8月16日まで、12月29日から翌年1月3日までは休業とする。

（運送の範囲及び方法）

第6条 本事業により運送する範囲は胎内市内とし、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送とする。ただし、利用者の利便性や輸送の効率性を踏まえ、必要に応じて複数乗車を実施し、複数乗車の利用人数は概ね4人最大3人までとする。

〈資料4〉

（使用車両）

第7条 本事業に使用する車両は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車で使用する権限を有する乗車定員11人未満のセダン車等とし、胎内市福祉有償運送運営協議会で許可を受け使用することとする。使用車両内には、**運転者の氏名** **運送者の名称及び**自動車登録番号を利用者に見やすいように**使用車両**に表示するとともに、運行時には、別紙のとおり作成したステッカー、マグネットシートを使用車両**両体**の両面に表示する。

（運転者）

第8条 運転者は、特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘に登録した者であって、次の各号に該当する者から選任する。

(1) 第二種運転免許を有する者。但し、第二種運転免許を有しない者にあつては、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了し、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者

- イ 介護福祉士の資格を有している者
- ウ (社) 全国乗用自動車連合会、(財) 全国福祉輸送サービス協会及び(社) シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了している者
- エ 訪問介護員など

- (2) 登録前2年間、運転免許停止処分を受けていない者。
- (3) 運転の経歴が5年以上の者。

(損害賠償措置)

第9条 本事業には、次に掲げる任意保険又は共済に加入した車両を使用する。

- (1) 対人賠償1名につき無制限
- (2) 対物賠償1事故につき無制限
- (3) 搭乗者障害1名につき無制限

2 使用車両外での事故については、1事故あたり、5,000万円の賠償責任保険に加入するものとする。

(運送の対価)

第10条 本事業の対価は距離制で定め、1人当たりの対価は次の各号によるものとし、タクシーが運送した場合の実車運賃の額の概ね ~~1/2の範囲内~~と8割を超えないものとする。

~~(1) 胎内市予約制のりあい自動車「のれんす号」の中心市街地エリアに、ひらせい中条店及び、JA胎内市農産物直売所を加え、そのエリア内での移動 300円~~

- (1) 出発地から目的地までの移動距離が2キロメートルまで 300円
- (2) 前号の移動距離が2キロメートルを超える場合 1キロメートル毎に50円を加算する。ただし500円を限度とする。
- (3) 出発地において、利用の取消しをした場合 ~~100円~~300円
- (4) 複数乗車の場合は、利用者の利便性や輸送の効率性を踏まえ想定した乗車人数における対価の総額とし、同一距離を運行した場合におけるタクシー運賃の概ね8割を超えないものとする。

〈資料4〉

2 前項第2号及び第3号の移動距離については、0.1キロメートル未満は切り捨てるものとする。

(管理運営体制)

第11条 本事業の実施に当たり、運送の安全の確保及び旅客の利便を確保するため、自動車の運行管理(運転者に対する指導教育体制、事故処理体制、苦情処理体制を含む)及び整備管理の体制を明確にする。

- (1) 自動車の運行管理及び整備管理を誠実かつ適切に処理する為、職員の中から運行管理責任者及び整備管理責任者を選任する。
- (2) 管理運営体制に関する具体的事項は別に定める。

(罰金、科料の負担)

第12条 本事業の運行中に起きた、運転者の故意または過失による法令違反に対する罰金、科料は運転者の負担とする。

特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘福祉有償運送運営規定（案）

（目的）

第1条 この規定は、胎内市から協力依頼を受けた福祉有償運送(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（運送の対象者）

第2条 本事業による運送の対象者は、胎内市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年告示第5号)第5条第1項に規定する対象者及びその付添人とする。

（会員登録）

第3条 本事業を利用する者は、福祉有償運送会員登録申請書(別紙1)及び特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘入会申込書(別紙2)を提出し、会員の登録を受けなければならない。

2 会員の登録を行ったときは、福祉有償運送会員登録簿(別紙3)に記載し、適切に管理を行うものとする。

（利用の申込）

第4条 会員が、本事業を利用しようとする場合は、登録時にあらかじめ、利用日を決めるものとする。ただし、利用日は随時変更できるものとする。

（利用日及び利用時間）

第5条 本事業の利用日は、月曜日から金曜日までとし、利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、祝日、8月13日から8月16日まで、12月29日から翌年1月3日までは休業とする。

（運送の範囲及び方法）

第6条 本事業により運送する範囲は胎内市内とし、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送とする。ただし、利用者の利便性や輸送の効率性を踏まえ、必要に応じて複数乗車を実施し、複数乗車の利用人数は概ね4人までとする。

（使用車両）

第7条 本事業に使用する車両は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車で使用する権限を有する乗車定員11人未満のセダン車等とし、胎内市福祉有償運送運営協議会で許可を受け使用することとする。使用車内には、運送者の名称及び自動車登録番号を利用者に見やすいように表示するとともに、運行時には、別紙のとおり作成したステッカー、マグネットシートを使用車体の両面に表示する。

（運転者）

第8条 運転者は、特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘に登録した者であって、次の各号に該当する者から選任する。

(1) 第二種運転免許を有する者。但し、第二種運転免許を有しない者にあつては、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了し、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者

イ 介護福祉士の資格を有している者

ウ (社) 全国乗用自動車連合会、(財) 全国福祉輸送サービス協会及び(社) シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了している者
エ 訪問介護員など

- (2) 登録前2年間、運転免許停止処分を受けていない者。
- (3) 運転の経歴が5年以上の者。

(損害賠償措置)

第9条 本事業には、次に掲げる任意保険又は共済に加入した車両を使用する。

- (1) 対人賠償1名につき無制限
- (2) 対物賠償1事故につき無制限
- (3) 搭乗者障害1名につき無制限

2 使用車両外での事故については、1事故あたり、5,000万円の賠償責任保険に加入するものとする。

(運送の対価)

第10条 本事業の対価は距離制で定め、1人当たりの対価は次の各号によるものとし、タクシーが運送した場合の実車運賃の額の概ね8割を超えないものとする。

- (1) 出発地から目的地までの移動距離が2キロメートルまで 300円
- (2) 前号の移動距離が2キロメートルを超える場合 1キロメートル毎に50円を加算する。ただし500円を限度とする。
- (3) 出発地において、利用の取消しをした場合 300円
- (4) 複数乗車の場合は、利用者の利便性や輸送の効率性を踏まえ想定した乗車人数における対価の総額とし、同一距離を運行した場合におけるタクシー運賃の概ね8割を超えないものとする。

2 前項第2号及び第3号の移動距離については、0.1キロメートル未満は切り捨てるものとする。

(管理運営体制)

第11条 本事業の実施に当たり、運送の安全の確保及び旅客の利便を確保するため、自動車の運行管理(運転者に対する指導教育体制、事故処理体制、苦情処理体制を含む)及び整備管理の体制を明確にする。

- (1) 自動車の運行管理及び整備管理を誠実かつ適切に処理する為、職員の中から運行管理責任者及び整備管理責任者を選任する。
- (2) 管理運営体制に関する具体的事項は別に定める。

(罰金、科料の負担)

第12条 本事業の運行中に起きた、運転者の故意または過失による法令違反に対する罰金、科料は運転者の負担とする。

令和3年7月27日改正

令和7年1月31日改正

別紙(第7条関係)

自動車に関する表示

- (1) 運送者の名称 「特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘」
- (2) 「有償運送車両」の文字
- (3) 登録番号 「新潟県福第10号」
- (4) 文字はステッカー、マグネットシートまたはペンキ等による横書きとし、文字の大きさは1文字の大きさが一辺それぞれ5センチメートル以上とする。

運営規程 第2条 運送の対象者

胎内市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条に規定する対象者及びその付添人

- ・介護保険 要支援1, 2
- ・事業対象者
- ・要介護認定によるサービスを受ける日以前にサービスDを利用しており、継続的にこのサービスを受ける者

○胎内市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年1月20日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業 法第115条の45第1項第1号に規定する事業をいう。
- (2) 第1号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。
- (3) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。
- (4) 第1号生活支援事業 法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業をいう。
- (5) 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。
- (6) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。
- (7) 基準要綱 胎内市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年告示第4号）をいう。

(事業構成等)

第3条 総合事業の構成及び内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(指定事業者)

第4条 別表第1に規定する介護予防訪問介護相当サービス事業及び訪問型サービスA事業並びに介護予防通所介護相当サービス事業及び通所型サービスA事業は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）により実施するものとする。

(対象者)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、市内に住所を有する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）
- (2) 第1号被保険者であって次条の規定による認定を受けたもの（以下「事業対象者」という。）
- (3) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（第2条第2項第2号及び第3号の規定により補助する者に限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受ける者で、市長が必要と認めるもの

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者の認定等)

第6条 事業対象者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）で、次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者は、基本チェックリスト（様式第1号）に介護保険被保険者証を添えて、居住地を管轄する地域包括支援センターを經由して市長に提出しなければならない。

- (1) 要介護又は要支援認定を受けていない者で、かつ、要介護又は要支援認定申請を行っていない者

- (2) 要介護又は要支援認定を既に受けている者で、かつ、認定の有効期限の満了に当たり、要介護又は要支援認定の申請を行わない者
- 2 地域包括支援センターは、前項の規定による提出があったときは、基本チェックリストの質問項目に対する回答が別表第2に掲げるいずれかの基準に該当するか確認を行うものとする。
 - 3 前項に規定する確認は、地域包括支援センターが原則、申請者との面接にて行うものとする。ただし、申請者との面接が困難な状態にあるときは、訪問又は家族の来所による相談に基づき、申請者の状況及びサービスの利用希望等を聴き取るものとする。
 - 4 市長は、前2項の規定による確認の結果を別表第2に掲げる基準に照らし、認定の可否について決定し、申請者に事業対象者（非該当）認定通知書（様式第2号）を通知するものとする。
 - 5 市長は、事業対象者として認定したときは、当該事業対象者の介護保険被保険者証に必要事項を記載するものとする。

（介護予防・生活支援サービス事業の利用）

第7条 介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更・終了）届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。ただし、居宅要支援被保険者等であって、法の規定による予防給付を受けている者は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、介護予防ケアマネジメント依頼内容を変更又は終了する場合に準用する。

（第1号事業支給費の支給）

第8条 市長は、法第115条の45の3第1項の規定により、指定事業者が実施する第4条に規定する事業（以下「指定第1号事業」という。）を利用した者（以下「利用者」という。）に対し、第1号事業支給費を支給する。

- 2 第1号事業支給費の額は、指定第1号事業の事業費の額（基準要綱で定める事業費の額をいう。以下単に「事業費の額」という。）の100分の90に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法第59条の2第1項に規定する第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費の額にあつては事業費の額の100分の80に相当する

額、同条第2項に規定する第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費の額にあつては事業費の額の100分の70に相当する額とする。

4 市は、法第115条の45の3第3項の規定により、利用者が指定事業者に支払うべき費用について、第1号事業支給費として支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、指定事業者を支払うものとする。

(利用料)

第9条 介護予防・生活支援サービス事業を利用した者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める利用料を負担しなければならない。

(1) 指定第1号事業 事業費の額から第1号事業支給費の額を控除した額

(2) 指定第1号事業以外の事業（第1号介護予防支援事業を除く。） 市長が別に定める額

(3) 第1号介護予防支援事業 無料

2 一般介護予防事業を利用した者は、市長が別に定める利用料を負担しなければならない。

(高額第1号事業支給費等の支給)

第10条 市長は、総合事業の利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額第1号事業支給費又は高額医療合算第1号事業支給費を支給することができる。

2 高額第1号事業支給費又は高額医療合算第1号事業支給費の額及び支給要件等は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する高額介護予防サービス費相当事業又は高額医療合算介護予防サービス費相当事業に基づき定めるものとする。

(保険料滞納者に対する第1号事業支給費の支給方法の変更)

第11条 市長は、利用者が正当な理由がなく保険料を滞納し、当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、第8条第4項の規定を適用しないものとする。

(第1号事業支給費の一時差止)

第12条 市長は、利用者が正当な理由がなく保険料を滞納し、当該保険料の納期限から

1年6月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、第1号事業支給費の全部又は一部の支給を一時差し止めることができる。

(保険給付の制限等に関する要綱の適用)

第13条 前2条に定めるもののほか、保険料を滞納している利用者に係る措置については、法又は胎内市介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等に関する要綱（平成17年告示第80号）の規定による保険給付の制限等の例によるものとする。

(市外において総合事業を利用した場合の措置)

第14条 市外において総合事業を利用した場合における第1号事業支給費の支給及び利用料の負担については、市長が別に定めるところによるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この告示の施行の前日においても、この告示の規定の例により、総合事業の実施に関し必要な手続を行うことができる。

附 則（平成30年7月31日告示第82号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年5月27日告示第6号）

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和3年9月13日告示第138号）

この告示は、令和3年9月13日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第66号）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書

類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

別表第1（第3条関係）

事業構成		内容	
介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業	第 1 号 訪 問 事 業	介護予防訪問介護相当サービス事業	基準要綱第2条第1項第1号に規定する事業
		訪問型サービスA事業	基準要綱第2条第1項第2号に規定する事業
		訪問型サービスB事業	地域住民により、地域の実情に応じて必要な日常生活上の支援を行う事業
		訪問型サービスC事業	保健、医療の専門職員により、短期間において、社会参加を高めるために必要な相談、指導等を行う事業
		訪問型サービスD事業	他の介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を行う事業
	第 1 号 通 所 事 業	介護予防通所介護相当サービス事業	基準要綱第2条第1項第3号に規定する事業
		通所型サービスA事業	基準要綱第2条第1項第4号に規定する事業
		通所型サービスB事業	地域住民により、定期的な利用が可能な自主的な通いの場において介護予防に資する活動を行う事業
		通所型サービスC事業	保健、医療の専門職員により、短期間において、身体機能の向上等を行う事業
	第1号生活支援事業		地域住民等により、軽易な日常生活上の支援を行う事業
第1号介護予防支援事業		心身の状況等に応じた適切なサービスを受けられるよう介護予防ケアマネジメントを行う事業	
一 般	介護予防把握事業		地域包括支援センターの業務等により、閉じこ

介護 予防 事業		もり等の何らかの支援を必要とする者を早期に把握し、介護予防活動等に繋げる事業
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及、啓発及び介護予防に資する教室等を行う事業
	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する住民主体の通いの場の育成及び支援等を行う事業
	一般介護予防事業評価事業	介護予防事業の目標の達成状況を検証し、地域づくりの観点から事業全体の評価を行う事業
	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職が介護予防事業に関与し、介護予防の取組に対する支援を行う事業

別表第2（第6条関係）

① 様式第1号の基本チェックリストに規定する質問項目（以下この表において「質問項目」という。）No. 1から20までの20項目のうち10項目以上に該当
② 質問項目No. 6から10までの5項目のうち3項目以上に該当
③ 質問項目No. 11から12までの2項目の全てに該当
④ 質問項目No. 13から15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 質問項目No. 16に該当
⑥ 質問項目No. 18から20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 質問項目No. 21から25までの5項目のうち2項目以上に該当

運営規程見直し 複数乗車の対価及び対象者について

●複数乗車における対価について

令和5年9月25日 北陸信越運輸局自動車交通部発

新潟県B地区（胎内市）の一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金の改定より算出

【タクシー（普通・9人乗り）運賃】

	普通		9人乗り	
初乗	1.03 Km	600 円	1.03 Km	760 円
加算	243 m	100 円	173 m	100 円

胎内市	タクシー運賃		福祉有償対価目安 タクシー運賃の8割を超えない	
	普通	9人乗り	普通	9人乗り
2 Km	1,000 円	1,340 円	800 円	1,072 円
3 Km	1,400 円	1,920 円	1,120 円	1,536 円
4 Km	1,800 円	2,500 円	1,440 円	2,000 円
5 Km	2,200 円	3,080 円	1,760 円	2,464 円
6 Km	2,600 円	3,660 円	2,080 円	2,928 円
7 Km	3,000 円	4,240 円	2,400 円	3,392 円
8 Km	3,400 円	4,820 円	2,720 円	3,856 円
9 Km	3,800 円	5,400 円	3,040 円	4,320 円
10 Km	4,200 円	5,980 円	3,360 円	4,784 円

【福祉有償運送運賃】 最大500円

4人乗り・8人乗り・10人乗り	
2 Km まで	300 円
加算 1 Km毎	50 円

奥山の荘	福祉有償運送 運賃	複数乗車の人数を想定	
		4人乗り 2人	8人乗り 4人
2 Km	300 円	600 円	1,200 円
3 Km	350 円	700 円	1,400 円
4 Km	400 円	800 円	1,600 円
5 Km	450 円	900 円	1,800 円
6 Km	500 円	1,000 円	2,000 円
7 Km	500 円	1,000 円	2,000 円
8 Km	500 円	1,000 円	2,000 円
9 Km	500 円	1,000 円	2,000 円
10 Km	500 円	1,000 円	2,000 円

・運送の対価については、需要の変動等に対応して、対価の額について検討していくこととする

【参考】令和6年4月26日 物流・自動車局長通知 「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」

●複数乗車を行う対象者について

- ・同一の行政区であること
- ・運営規程にある運送の対象者であること
- ・利用者の利便性や輸送の効率性を踏まえて行うもの

国自旅第144号
平成18年9月15日
一部改正 国自旅第147号
平成29年8月31日
一部改正 国自旅第315号
令和2年11月27日
一部改正 国自旅第177号
令和5年10月1日
一部改正 国自旅第263号
令和5年12月28日
一部改正 国自旅第72号
令和6年4月26日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

今般、道路運送法（以下「法」という。）の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第51条の15の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について
路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運

賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安として、地域公共交通会議（施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議をいう。）又は同項に規定する協議会（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針（令和2年11月27日付け国自旅第316号。以下同じ。）2.（3）④に定める関係者間）（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において協議が調った額とする。

2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、以下の(1)から(4)を目安として地域公共交通会議等（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、自家用有償旅客運送の種別に応じて交通空白地有償運送の登録に関する処理方針2.（3）④又は福祉有償運送の登録に関する処理方針（令和2年11月27日付け国自旅第317号）2.（3）③において協議が調った額とする。

(1) 対価の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用

料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ. 口. ハ. の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

口. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となる時の入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からニ. に掲げる基準を目安とするものとする。

- イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割（地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。）であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。
 - ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。
 - ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
- 二. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であつて、上記イ. からハ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。
- (注1) 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. の考え方を適用することができる。
- (注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

- イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。
- ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあつては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。
- ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人

ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、タクシー運賃の約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。

二. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

ホ. 運送の対価について、(2)①イ. からハ. までのいずれかを選択した上で、需給の変動等に対応して、対価の額を変動させることも可能である。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

附 則

1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
2. みなし登録者における対価にあつては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

附 則（平成29年8月31日国自旅第147号）

1. 本規定は、平成29年8月31日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和2年11月27日国自旅第315号）

1. 本規定は、令和2年11月27日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和5年10月1日国自旅第177号）

1. 本規定は、令和5年10月1日以降に対価を設定又は変更するものから適

用するものとする。

附 則（令和5年12月28日国自旅第263号）

1. 本規定は、令和5年12月28日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和6年4月26日国自旅第72号）

1. 本規定は、令和6年4月26日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。